

非課税世帯給付金(3万円)のお知らせ

(令和6年度古賀市住民税非課税世帯物価高騰緊急支援給付金)

給付額

1世帯あたり**3万円** +

加算対象

児童1人あたり**2万円**

給付対象

令和6年度 **住民税非課税** の世帯

令和6年12月13日時点で古賀市に住民登録があり
世帯全員が令和6年度住民税非課税者で構成される世帯

※世帯全員が住民税が課税されている他の親族等からの扶養を受けている世帯は除きます。

「国内単身赴任中の配偶者(課税)と生計を同一にする世帯」、「令和5年中は親(課税)の支援を受けていた令和6年4月から新社会人の単身世帯」の方は支給の対象になりません。

加算対象

給付対象世帯の世帯員である18歳以下の児童
(平成18年4月2日以降に出生した児童)

手続方法

対象と思われる世帯には古賀市から「**確認書**」又は「**申請書**」が届きます
どちらも**LINE**又は書類での申請が可能です

●LINE申請で**先行支給!!**

面倒な返送作業不要! 簡単お手続き!

確認書 令和7年**2月17日(月)**までのLINE申請で先行支給!!

申請書 令和7年**2月28日(金)**までのLINE申請で書類申請よりも早く支給!!



●書類申請

書類に必要事項を記入し、添付書類と一緒に専用の返信用封筒で古賀市に提出してください。書類が到達して約1か月後に指定の口座に振り込みます。
(記載内容や添付書類に不備がない場合に限り)

書類申請期限 : **令和7年4月30日(水) 必着**

※書類が届かない場合や書類を紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から下記相談窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ

古賀市緊急支援給付金相談窓口 (サンコスモ古賀3F 古賀市庄205番地)

092-944-5100

確認のため上記電話番号からお電話することがあります

受付時間 **9:00~16:00**
(土、日、祝を除く)

その他 お問い合わせ先 福祉課福祉政策係 TEL:092-942-1150

詳細や最新の情報は、古賀市ホームページ(給付金ページ)でご確認ください→



非課税世帯給付金(3万円)



Q. 令和6年度の住民税はどのように確認できますか？

A. 令和6年1月1日に住民票のあった市区町村で確認できます。
※令和6年度住民税は、令和5年1月から12月の収入状況の申告をもとに課税決定しています。
古賀市の場合、市税課市民税係(TEL:092-942-1126)にお問い合わせください。

Q. 令和6年12月13日より後に生まれた子どもは加算対象となりますか？

A. 対象となります。申請方法や申請期限は、古賀市ホームページをご覧ください。

Q. 単身で寮に入っているなど、住民票が別で生計が同一である子どもは加算対象となりますか？

A. 世帯主から、対象の子どもと生計が同一であることの申出があった場合には、加算対象とすることができます。申請方法や申請期限は、古賀市ホームページをご覧ください。

●配偶者やその他親族からの暴力(DV等)を理由に避難されている方へ

配偶者やその他親族からの暴力を理由に、住所地※1から子どもを連れて避難されている方で、古賀市に住民票を移すことができない方も、ご自身が要件(DV等避難中※2であることの証明、収入要件)を満たせば、本給付金を受給できる可能性があります。

詳しくは、古賀市給付金相談窓口までお問い合わせください。

※1 「住所地」とは、住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所をいいます。

※2 「DV等避難中」とは、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等の被害者が住所地以外の世帯にお住まいの場合をいいます。

給付金を装った不審な訪問や電話などにご注意ください！

古賀市から皆さまに、以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預金払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを自分で操作して、市から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。